

子家発 0301 第 2 号

平成 31 年 3 月 1 日

各

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市
-------------	-------------	--------	-------------

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

（公 印 省 略）

「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」
のフォローアップの実施について（依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 3 号。以下「緊急把握調査通知」という。）により調査を実施し、2 月 28 日、平成 30 年 11 月 30 日時点における安全確認状況の取りまとめ結果を公表いたしました。各市町村におかれましては、調査結果等を踏まえ、更なる子どもの安全確認に係る取組に努めていただいていることと存じます。

しかしながら、上記調査結果では、把握対象とされた子どものうち、11 月 30 日までに安全確認ができなかった子どもの数は全国で 2,936 人となっています。当該子どもやその家庭は、支援を必要としている場合もあり、子どもを目視するなどによる確認を徹底することが重要であることから、当省において、引き続き、当該子どもの安全確認の取組状況について把握するため、平成 31 年 3 月 1 日時点の状況をあらためて調査することとしましたので、特段の御協力をお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）に本通知を周知いただくとともに、市町村の調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

記

1 調査の概要

緊急把握調査通知に基づき洗い出しを行った把握対象児童のうち、平成 30 年 11 月 30 日時点で安全確認ができていない子どもがいる自治体において、本年 3 月 1 日まで

の安全確認及び所在等の調査状況について、緊急把握調査通知の別添1「回答上の留意事項」を精読の上、調査票により、報告をお願いします。

【調査票概要】

以下の調査項目について、平成30年11月30日時点で安全確認ができていない把握対象児童1人1人の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢、学年、性別、把握対象児童として判断した主な理由（緊急把握調査通知により回答した内容を参照して記載してください。）

○ 平成30年12月1日から平成31年3月1日までの間に安全確認できた把握対象児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、安全確認ができた方法、安全確認ができた年月日、安全確認ができた後に行った支援内容 等

○ 平成31年3月1日時点で安全確認ができていない把握対象児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る状況、警察との情報共有・連携に係る状況、東京入国管理局への出入(帰国)記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無、所在等を確認する上で生じている個々の問題点 等

2 調査に当たっての留意事項

平成31年3月1日時点で安全確認ができていない把握対象児童については、本通知に基づく報告後も、関係機関等との情報共有・連携により調査を行い、安全確認の徹底に努めてください。

3 提出期限等

(1) 厚生労働省への回答期限（期限厳守）

平成31年3月11日（月）

(2) 提出方法

○ 平成30年11月30日時点で安全確認ができていない把握対象児童に関する情報及び安全確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 全ての把握対象児童について安全確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を

取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

- 提出する際のファイル名及びメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」として
ください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス
宛てに直接送付をお願いします。
- 提出先メールアドレス jidounetwork@mhlw.go.jp

4 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

【調査票】

平成30年11月30日時点で安全確認ができていない全把握対象児童について必須回答の調査項目															
調査対象児童No.	問1		問2				問3			問4	問5	問6			安全確認ができた方法
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	平成29年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成28年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成27年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	平成26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童	年齢 (平成30年6月1日時点)	学年 (平成30年6月1日時点)	性別	把握対象児童の存在を把握する端緒となった主な事由	平成30年12月1日から平成31年3月1日までの間に所在等が確認できた児童	居所 都道府県名	居所 市町村名	住民票上の住所地での居住の有無	
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

平成30年12月1日～平成31年3月1日までの間に所在等が確認できた児童について回答する調査項目

調査先(複数回答可)																				
自都道府県外の関係機関等					その他									安全確認が できた年月日	安全確認時 等における 虐待又は虐 待の疑いに 関する情報 の有無	虐待又は虐待に関する情報 の詳細・児童の状況	助言指導	継続指導	児童相談所 送致	就学・就園支 援
その他 〔「その他」 を選択した 場合は、具 体的に記 載〕	都道府県庁 の関係部署 (自都道府 県以外)	児童相談所	福祉事務所	他の 市町村	その他 〔「その他」 を選択した 場合は、具 体的に記 載〕	親族・友人・ 近隣住民等	保育所	幼稚園・学 校	医療機関	勤務先	共同住宅の 管理人等	警察署	その他 〔「その他」 を選択した 場合は、具 体的に記 載〕							
(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)

問9 安全確認時の 就学の状況 (73)	問10			問11 把握対象児 童のと判断 して以降の 家庭訪問調 査の実施回 数 (77)	自市町村の関係部署等					
	家族の所在の状況 (74)	住所地の住居における居住状況 (75)	住所地の住居における 児童の居住の可能 性 (76)		母子保健担 当(保健セ ンターを含 む。) (78)	児童家庭相 談担当(福 祉事務所の 家庭児童相 談室を含 む。) (79)	保育の 実施事務 担当 (80)	児童手当、 児童扶養手 当等担当 (81)	生活保護 担当 (82)	市設置の 児童相談所 (83)

平成31年3月1日時点で安全確認ができない児童について回答する調査項目

問12 把握対象児童の所在等を確認するための調査先(複数回答)																			問13			
自都道府県内の関係機関等				自都道府県外の関係機関等				その他											虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無	虐待又は虐待の疑いに関する情報の詳細・具体的対応	要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況	
教育委員会	戸籍・住民基本台帳担当部署	市町村民税担当	水道局	都道府県庁の関係部署	都道府県設置の児童相談所	都道府県設置の福祉事務所	他の市町村	都道府県庁の関係部署(自都道府県以外)	児童相談所	福祉事務所	他の市町村	親族・友人・近隣住民等	保育所	幼稚園・学校	医療機関	勤務先	共同住宅の管理人等	警察署				
(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)	(101)	(102)	(103)	(104)	(105)	

